

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(案)の概要

条例制定の目的・趣旨

個人の尊厳を害し差別意識を生じさせるおそれがあるヘイトスピーチが市内で現実に行われている状況をふまえ、条例制定により、市としてヘイトスピーチを許さないという姿勢を明確に示し、ヘイトスピーチからの市民等の人権擁護と、その抑止を図る

条例のポイント

◎憲法が保障する権利・自由等にも十分に配慮し、現行法制度の下でとりうる措置を定めている

(1) ヘイトスピーチの定義等を明確化

- ◆人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団に対する表現活動で、以下の要件に該当するもの
 - ①目的性 社会からの排除／権利又は自由の制限／明らかに憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおること のいずれかを目的として行われるものであること
 - ②態様 相当程度の侮蔑又は誹謗中傷するもの／脅威を感じさせるもの のいずれかに該当すること
 - ③不特定性 不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法 で行われるものであること
- ◆他の表現活動の内容を印刷物、光ディスク等の販売、頒布、上映や、インターネットを利用して不特定多数の者が閲覧、視聴できる状態におくことも含む
- ◆大阪市内で行われたものだけではなく、市外であっても市民等に対して行われた場合や市内で行われたものを拡散する場合は対象となる
例 市外で大阪市民に対するヘイトスピーチが行われた場合や市内で行われたヘイトスピーチをインターネットで公開する場合など

(2) ヘイトスピーチの拡散防止措置及び認識等の公表

ヘイトスピーチに該当する場合、表現内容の拡散防止措置をとるとともに、表現内容の概要、表現活動を行ったものの氏名又は名称等を公表

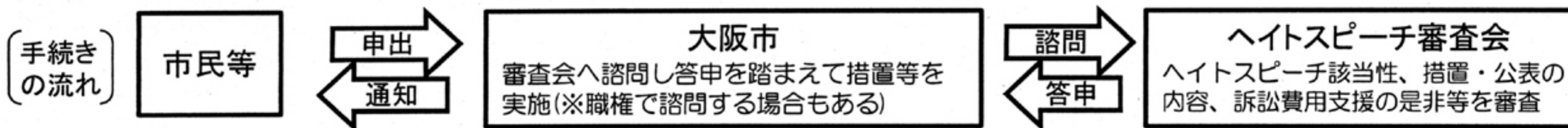
(3) 市民等が提起する訴訟の支援を通じた司法判断の促進

ヘイトスピーチに関する司法判断を引き出すため、訴訟費用貸付等の支援を実施

〔 金銭的支援は市内に住所、事務所を有する者が対象
返還免除も可能（有益な司法判断がなされた場合等） 〕

(4) 中立的機関(大阪市ヘイトスピーチ審査会)による審査

憲法、国際法、行政法各分野の専門家及び弁護士で構成する審査会を設置し、中立・公平な立場からヘイトスピーチ該当性などを審査



大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(案)の主な内容(1)

目的(第1条)

- ヘイトスピーチに対処するため本市がとる措置等に関し必要な事項を定める
⇒市民等の人権を擁護するとともにヘイトスピーチの抑止を図る

ヘイトスピーチの定義(第2条)

- 対象
人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団
 - 次の要件のいずれにも該当する表現活動
 - ・目的性 次のいずれかを目的としていること
「社会からの排除」・「権利又は自由の制限」・「明らかに憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおること」
 - ・態様 次のいずれかの態様であること
「相当程度の侮蔑又は誹謗中傷」・「脅威を感じさせるもの」
 - ・不特定性
不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われるもの
 - 「表現活動」には、他の表現活動の内容を拡散する行為も含まれる
(例)・印刷物、光ディスクその他の物の販売・頒布・上映
 - ・インターネットを利用して、不特定多数の者の閲覧・視聴ができる状態に置くこと
- 個々の事案のヘイトスピーチ該当性を判断する際には、大阪市ヘイトスピーチ審査会で事前に審査する

国の実施する措置との関係(第4条)

- 国の補完的な役割を果たすことを基本として、国による人権侵犯事件に係る救済制度等と連携を図る

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(案)の主な内容(2)

本市がとる措置の対象となるヘイトスピーチ(第5条)

- 本市の区域内で行われた表現活動
- 本市の区域外で行われた表現活動で次のいずれかに該当するもの
 - ・表現の内容が市民等に関するものであると明らかに認められる表現活動
 - ・本市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を本市の区域内に拡散するもの

ヘイトスピーチの拡散防止措置及び認識等の公表(第5条)・・・本市がとる措置①

- ヘイトスピーチの内容の拡散を防止するために必要な措置をとる
- ヘイトスピーチの概要、拡散防止措置、当該ヘイトスピーチを行ったものの氏名又は名称を公表する

訴訟等の支援(第8条)・・・本市がとる措置②

- 市内に住所を有する市民又は主たる事務所を有する団体が、自らに関するヘイトスピーチについて訴訟等を行う場合において、当該ヘイトスピーチについての司法判断が見込まれるときは、訴訟等費用を貸し付けることができる
- 当該訴訟等において司法判断が第1条の目的を達成する上で有益であったと認めるときなどは、返還を免除することができる

訴訟等以外の支援(第9条)・・・本市がとる措置③

- 市内居住者等が、自らに関するヘイトスピーチについて被害の拡大の防止のための措置等をとる場合、事案の内容に即して必要と認める支援を行うことができる(金銭の貸付け等金銭の支出を伴う支援は、市内に住所を有する市民又は主たる事務所を有する団体に限る)
(例) プロバイダへの送信防止措置申立への協力

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(案)の主な内容(3)

大阪市ヘイトスピーチ審査会の審査(第6条、第11条)

- 審査会において、以下の審査を行い、市長に意見を述べる
 - (1) 措置の対象となるかどうか
 - (2) 表現活動がヘイトスピーチに該当するかどうか
 - (3) 拡散防止措置及び公表の内容
 - (4) 訴訟等の支援や訴訟等以外の支援についての支援の内容
 - (5) (訴訟等費用の貸付に関して)当該ヘイトスピーチについての司法判断が見込まれるか
 - (6) (訴訟等費用の返還免除に関して)当該訴訟等における司法判断が第1条の目的を達成する上で有益であったかどうか
- 等

大阪市ヘイトスピーチ審査会の設置と同審査会の組織(第14条、第15条)

- 市長の附属機関として設置
- 委員5人以内で組織
- 市長が、学識経験者その他適当と認める者のうちから委嘱
- 審査会の委員の任期は、2年(補欠の委員の任期は、前任者の残任期間)
- 委員が職務上知り得た秘密を漏らすことを禁止、その職を退いた後も同様
- 在任中の委員が、政党その他の政治的団体の役員となること又は積極的に政治運動することを禁止
- 市長は、委員が上記禁止規定に違反したときは、当該委員を解嘱することができる

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例(案)の主な内容(4)

大阪市ヘイトスピーチ審査会の調査審議手続(第16条)

○審査会は、調査審議の対象となっている表現活動に係る申出人又は当該表現活動を行ったものに対し、書面による意見陳述等の機会を与えなければならない

表現の自由等との関係(第18条)

○この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない

施行期日(附則)

○公布の日から施行、ただし、本市がとる措置に関する規定は、市長が定める日から施行
○本市がとる措置に関する規定は、同規定の施行後に行われた表現活動について適用

「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例案要綱(案)」の意見募集の実施結果

| |
|---|
| 1 募集期間 |
| 平成27年3月13日(金)～4月12日(日) |
| 2 募集方法 |
| 大阪市電子申請・オンラインシステム、郵送、ファックス |
| 3 意見受付結果 |
| ◆受付通数 1,569通 うち、市内 336通、市外・不明 1,233通 |
| ◆意見総数 3,368件 うち、市内 720件、市外・不明 2,648件 |

| | |
|------------------|-------------------|
| 条例制定の趣旨や意義に関するもの | 2,267件 (67.3%) |
| 条例案要綱(案)に関するもの | 903件 (26.8%) |
| その他 | 198件 (5.9%) |
| 計 | 3,368件 |

| |
|---|
| 4 意見概要 |
| 憲法で保障されている表現の自由との関係から、慎重な取扱いを求める趣旨のもの、大阪市がヘイトスピーチを許さないとする姿勢を打ち出す意味は大きいとするものをはじめ、ヘイトスピーチ審査会の中立・公平性の確保等についての意見が多数であった。 |
| (1) 条例制定の趣旨や意義に関するもの 2,267件 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・表現の自由等を侵害し憲法違反 ・ヘイトスピーチの定義があいまい ・外国人や特定の民族の利益となり、日本人の言論弾圧につながる ・ヘイトスピーチを許さない姿勢を打ち出す意味は大きい ・被害者は訴訟も含め現行法制度で救済されている ・日本人へのヘイトスピーチも同様に対処すべき ・まず、ヘイトスピーチが発生した原因を考えるべき |
| (2) 条例案要綱(案)に関するもの 903件 |
| <ul style="list-style-type: none"> ア 定義に関するもの …153件 <ul style="list-style-type: none"> ・市の区域外の行為も対象とすべきでない イ 措置や支援に関するもの …275件 <ul style="list-style-type: none"> ・訴訟費用等の支援は税金の用途として問題 ウ 審査に関するもの …400件 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘイトスピーチ審査会の中立・公平への疑問 ・ヘイトスピーチ審査会委員の選定基準が不明 エ その他条例案要綱(案)に関するもの …75件 <ul style="list-style-type: none"> ・条例制定は賛成だが、罰則、公共施設の利用制限も規定すべき |